鳥取県告示第8号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 3 月 4 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 申請のあった年月日
 平成20年1月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 和の輪
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 前村 隆司
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 八頭郡智頭町大字智頭 1795-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、利用される障害のある方に対して、その人の思いを尊重しながら、自立支援やサービスを行い、 障害のある方を中心とする福祉の研究や事業を行うことにより、地域との連携、まちづくりの推進を図り、社 会福祉に貢献することを目的とする。